

監査報告書

私たち監事は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業年度における理事の職務の執行に関して、本監査報告書を作成、以下の通り報告します。

1. 監査の方法およびその内容

各監事は、理事と意志疎通を図り、情報の収集および監査の環境整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、関係書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査致しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討致しました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、賞味財産増減計算書および財産目録）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令および定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務執行に関する不正な行為および法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類の監査結果

計算書類は、法人の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示されているものと認めます。

平成27年4月4日

公益財団法人精義塾

監事

(御船 洋)

監事

(弓崎 伸彦)